

令和6～8年度笛吹市介護保険料一覧表

■所得段階及び保険料率

段階区分	所得の状況と対象者			負担割合	保険料額	
					年額	月額
第1段階	本人住民税非課税	世帯住民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.285	20,520	1,710
第2段階		世帯住民税非課税	・本人の課税年金収入等が80万円超え120万円以下の方	0.485	34,920	2,910
第3段階			・本人の課税年金収入等が120万超えの方	0.685	49,320	4,110
第4段階	本人住民税非課税	世帯住民税非課税	・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.9	64,800	5,400
第5段階 (基準額)		世帯住民税課税	・本人の課税年金収入等が80万円超えの方	1.0	72,000	6,000
第6段階	本人住民税課税		・本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	86,400	7,200
第7段階			・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	93,600	7,800
第8段階			・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	108,000	9,000
第9段階			・本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	122,400	10,200
第10段階			・本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.8	129,600	10,800
第11段階			・本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.88	135,360	11,280
第12段階			・本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.89	136,080	11,340
第13段階			・本人の合計所得金額が720万円以上の方	1.9	136,800	11,400

※法改正に伴い、前年と所得が変わらなくても段階区分が変わる場合があります。

※令和8年7月より、80万円が82.65万円に変更されます。